

寺坂誠税理士事務所 ニューズレター No.1 (表)

1 事務所通信について

(1)紙から PDF へ！

いつもお世話になっております。
皆様いかがお過ごしでしょうか。

コロナやウクライナ情勢により世界が激動しています。
その中で私も、日々、このままで良いのだろうかと考えることが多くなりました。

その中で当事務所は、紙の事務所通信を廃止することを決意しました。

今の時代、紙を印刷し、さらにガソリンを消費し、そこまでして紙の事務所通信にこだわる必要があるのかと思ったのです。

内容につきましても、私のオリジナルではないので、必ずしも現在の関与先の皆様に合った内容ではありませんでした。

それであれば、つたなくても自分の言葉で事務所通信を作成し、関与先に合った内容を伝えようと思ったのです。

今後は事務所通信を PDF でお届けできればと思います。

ご不要な方もいらっしゃると思いますが、税制の改正や補助金の情報、今月で言えば社会保険料率変更の変更などの情報は必ずお伝えしないといけない情報だと感じております。

ご不要な方は、そっと削除ボタンを押して頂ければと思います。
※特に重要な部分は赤の太字にしております。ぜひ、ご覧ください。

(2)発行頻度

おおむね毎月の発行を予定しておりますが、重要な改正や補助金などの情報があった場合にはその都度必要な関与先様に情報をご提示させていただきます。
できるだけ不要な情報は届かないよう、重要な情報のみ届くよう努力していきたいと思っております。

2 事業復活支援金について

(1)事業復活支援金について

個々にご案内させて頂いていますが、事業復活支援金の申請は5月末までです。

該当しそうな方はお早めに当事務所へご相談下さい。

今回感じるのが、申請件数が少ないのか審査に係る時間が非常に短いという事です。

書類に不備がなかったお客様は申請から2~3日でステータスが「振込手続き中」に変わりました。

又、コールセンターに電話をしてもストレスなくつながります。

受給要件の一つに「コロナの影響を受けているかどうか」がありますが、不安に思いましたらコールセンターに電話するのも一案です。

(2)事業復活支援金の上乗せ措置について

さて、事業復活支援金に加え、各市町村で上乗せの補助金を支給しています。

対象は、事業復活支援金を受給した方です。

当方が調査したところ、松本市・安曇野市で実施が確認されています。(執筆時現在)

事業復活支援金を受給した方は、忘れずにご申請ください。

安曇野市・松本市ともに10万の支給です。

(3)会計処理について

年度が同じであれば未収計上は不要ですので、入金時に雑収入に計上を頂ければと思います。

(年度をまたぐときには未収計上が必要です。)
尚、事業復活支援金や上乗せ措置は法人税・所得税の課税の対象となります。

しかし、消費税の取扱いは不課税となりますので消費税の課税事業者の方はご注意ください。

寺坂誠税理士事務所

ニュースレター No.1 (裏)

3 社会保険料率変更の変更

(1)社会保険料率が下落！！！！

個々にご案内をさせて頂いていますが、社会保険料率が3月分（4月納付分）より変更となります。

社会保険に加入の事業主様の皆様は、給与から天引きする社会保険料の額を再計算し変更をお願いします。

今回、社会保険料率の上昇かと思いましたがなんと0.04%（介護保険に該当しない方）の減少となっております。介護保険を徴収する方は0.2%の減少です。今まで上昇する一方でしたが下落するのは珍しいですね。

コロナ禍で協会けんぽの運営も厳しいかと思いましたが、医療給付費が前年より減少したことが今回の社会保険料率変更の理由だそうです。

ちなみに、今回変更になるのは健康保険料だけです。厚生年金は変更となりませんのでご注意ください。

(2)変更月

会社の方針にもよりますが、一般的な変更月は4月分給与からとなります。

これは、3月分の社会保険料が4月の末日に支払いになる為、支払いに合わせて社会保険料を徴収する為です。

(3)保険料率の高さについて

現在、社会保険料は会社と従業員で折半ですが、その料率は介護保険に該当する方で29.61%と約30%近くになっています。

会社負担分はその半分で約15%ですが、人を雇用する際には給与の他15%の社会保険料がかかることを忘れてはなりません。

※その他雇用保険の負担が生じます。

社会保険の他、教育費や福利厚生費などがかかりますので給与の1.2倍費用がかかると見込んで採用計画を立ててみて下さい。

4 人口について

(1)人口について

皆様は新規事業を始める時に人口は意識していますか？

ネットでの商売を除き、商圏というのがビジネスには非常に大事です。

ある商品を1万個売る場合に、人口が1万だとしたらその地域での販売率は100%です。

今の世の中でそのような商売ができるのは水や電気などのインフラだけです。

実際には人口の1%の方に購入して頂くだけでも大変ではないでしょうか。

私自身も独立するときに周辺地域の人口を調べ、税理士の人数で割り算し、人口一人当たりの税理士の人数を調査しました。

その結果、松本ではなく安曇野市で開業することにしたのです。

その判断はとても適切だったと感じています。

関連する数値として、同業者の数・世帯数なども分析するのに良い数字です。

これらの数字は市町村のHPで簡単に手に入ります。

ぜひご活用ください。

(2)長野県中信の主な市の人口

※執筆時現在の人口

松本市	236,639人	107,225世帯
安曇野市	97,062人	40,275世帯
塩尻市	66,710人	28,220世帯
大町市	26,029人	10,706世帯

上記の人口を同業者の数で割り算しますと、簡単な競争率が算出できます。

できるだけ、競争の少ないところで商売をしたいものです。

寺坂 誠税理士事務所 連絡先

〒399-820 安曇野市豊科高家 5279-41 梓橋駅近辺
Work.tax.azumi.makoto@gmail.com